



司法修習制度の 抜本的改革に向けて

— 企業・公共団体内弁護士へのアンケート結果も踏まえて

亀井尚也

1 はじめに

本誌2019年10月号(91巻11号)で、筆者は、活動分野が拡大する新しい法曹像に求められる質と司法試験とのずれとして、現在の司法試験が、従来と同様の裁判実務法曹を念頭に置き、司法修習において裁判実務を全般的に修得する前提としての理論的素養を測る試験として機能している、という点を指摘したうえで、このずれを解消するには、試験問題の改善工夫を越えて、出題内容の抜本的な検討や1点刻みの採点方法の変更、論文試験の科目数の削減などを含む、司法試験の抜本的な改革が必要であることを論じた。

その際に、筆者の考え方からすれば、法曹資格を取得するのに必ずしも司法修習を経る必要はなく、裁判法曹に進む者は司法修習を経るが、それ以外の分野に進む者は、当該分野で法曹として活動している者の下での一定期間の研修を経て法曹資格を取得するという構想があり得ることを付言した。

本稿は、この点をさらに突っ込んで考察しようとするものである。すなわち、現行の司法修習は、裁判官、検察官、弁護士のいずれかに進む者を養成するために、民事裁判・刑事裁判・検察・民事弁護・刑事弁護という科目を配置して、いわゆる二回試験ではこの5科目についての起案試験を行い、分野別修習では配属庁においてこれらを順番に回っていくという構造になっている。内容的にも、裁判法曹の養成に徹しているといつてもよいものになっており、それ以外の分野に関するものとしては、民事弁護修習や、司法制度改革後に付け加わった選択型修習の中で、企業法務等に触れる余地が多少ある、という程度になっている。果たして、このような裁判法曹を念頭に置いた分野別修習を全て経ることが法曹と

なるための基本的資質を涵養するうえで不可欠なのかどうか、むしろ、基本は重視しつつも、社会の需要に応える実務能力を身に付けるために、修習内容にもっと選択の余地を増やすべきではないのか、というのが、ここでの主要な問題意識である。

2 法科大学院時代の司法修習についての 2つの方向

(1) 周知のとおり、司法制度改革審議会が2001年に取りまとめた意見書は、新しい法曹像として「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等」を備えるべきであるとし、新しい質を備えた人材を多数養成するべく、法科大学院制度を中核としたプロセスによる法曹養成制度が導入された。

これを受けて、法科大学院修了後の司法修習も、然るべく変更がなされてもよかったのであるが、実施主体の中心が司法研修所であることもあって、現実の枠組み自体は、法科大学院を経ていることから修習期間を1年に短縮するとともに前期修習を廃止し(その後に短期間の導入修習がなされる体制に変更)、民裁・刑裁・検察・弁護の分野別修習を約2か月ずつに短縮したほかは、選択型修習が新しく取り入れられたという程度であった。最高裁の司法修習委員会が2004年7月に整理した「議論のとりまとめ」の中では、「これからの法曹には、従来、法曹の主たる活動領域とされていた法廷活動のための知識・技能にとどまらず、多様でより専門的な法律知識・能力を身に付けることが求められる。」とされ、司法修習においては、「幅広い法曹の活動に共通して必要とされる、法的問題の解決のための基本的な